

# 台風等による強い風雨への対応について

(1) 午前6時の時点で、杉並区に気象庁による台風等に伴う風雨・洪水等に関する**警報・特別警報** (注意報ではありません) が「発令されている」場合には、自宅待機とします。

- ・警報は、気象庁のホームページ<<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>>や、電話による天気予報<177番>、ニュース等で確認できます。
- ・その後、解除された場合には登校時刻を、また、臨時休業にすると判断した場合はその旨を、緊急メールにてお知らせいたします。(未登録の方については、電話で連絡いたします。)
- ・状況によっては、前日午後の時点で、翌日の臨時休業をお知らせする場合があります。

(2) 午前6時の時点で、杉並区に気象庁による台風等に伴う風雨・洪水等に関する**警報・特別警報**が「発令されていない」場合には、通常通りの登校とします。

(3) 午前6時以降、登校で家を出るまでに、杉並区に気象庁による台風等に伴う風雨・洪水等に 関する**警報・特別警報**が「発令された」場合には、自宅待機とします。

(4) **警報・特別警報**の「発令がなくても」、天候の状況によっては無理をしないよう、ご家庭で判断してください。この場合、ご連絡いただければ、登校が遅れても遅刻にはなりません。

(5) 登校後、天候の状況により下校時刻を変更する場合や、一斉下校・引き取り下校になる場合は、緊急メールでお知らせします。(未登録の方については、電話で連絡いたします。)